

総合家庭保険

改定前	改定後
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」担保特約条項 (保険金を支払う場合) 第1条 当社は、被保険者が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症<u>もしくは三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま</u>す。）であるものに限ります。）または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（以下<u>あわせて「特定感染症」といいます。ただし、その指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま</u>す。）を発病したときは、この特約条項、傷害担保特約条項および総合家庭保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。 2 前項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。以下同様とします。 (略) (入院保険金の支払) 第3条 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として次の各号のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、1日につき、その被保険者の入院保険金日額（傷害担保特約条項第6条（死亡・後遺障害保険金の限度額）第1項に規定する限度額に1,000分の1.5を乗じて得た額をいいます。）を入院保険金としてその被保険者に支払います。 (1) 入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合 (2) 同特約条項別表5の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合 2 当社は、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。 3 被保険者がこの特約条項または傷害担保特約条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 4 当社は、被保険者に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定に基づく就業制限（<u>同法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます</u>。以下「就業制限」といいます。）が課された場合は、入院したものとみなします。 (略)	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」担保特約条項 (保険金を支払う場合) 第1条 当社は、被保険者が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症<u>または三類感染症</u>（以下「特定感染症」といいます。）を発病したときは、この特約条項、傷害担保特約条項および総合家庭保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。 2 前項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。以下同様とします。 (略) (入院保険金の支払) 第3条 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として次の各号のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、1日につき、その被保険者の入院保険金日額（傷害担保特約条項第6条（死亡・後遺障害保険金の限度額）第1項に規定する限度額に1,000分の1.5を乗じて得た額をいいます。）を入院保険金としてその被保険者に支払います。 (1) 入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合 (2) 同特約条項別表5の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合 2 当社は、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。 3 被保険者がこの特約条項または傷害担保特約条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 4 当社は、被保険者に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定に基づく就業制限（以下「就業制限」といいます。）が課された場合は、入院したものとみなします。 (略)

総合家庭保険

改定前	改定後
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金 および葬祭費用保険金」担保特約条項 (保険金を支払う場合) 第1条 当会社は、被保険者が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症 <u>もしくは三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）</u> または <u>同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症</u>（以下 <u>あわせて「特定感染症」といいます。ただし、その指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</u>）を発病したときは、この特約条項、傷害担保特約条項および総合家庭保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。 2 前項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。以下同様とします。 (略) (入院保険金の支払) 第3条 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として次の各号のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、1日につき、その被保険者の入院保険金日額（傷害担保特約条項第6条（死亡・後遺障害保険金の限度額）第1項に規定する限度額に1,000分の1.5を乗じて得た額をいいます。）を入院保険金としてその被保険者に支払います。 (1) 入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合 (2) 同特約条項別表5の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合 2 当会社は、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。 3 被保険者がこの特約条項または傷害担保特約条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。 4 当会社は、被保険者に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定に基づく就業制限（<u>同法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u>以下「就業制限」といいます。）が課された場合は、入院したものとみなします。 (略)	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金 および葬祭費用保険金」担保特約条項 (保険金を支払う場合) 第1条 当会社は、被保険者が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症 <u>または三類感染症</u>（以下「特定感染症」といいます。）を発病したときは、この特約条項、傷害担保特約条項および総合家庭保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。 2 前項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。以下同様とします。 (略) (入院保険金の支払) 第3条 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として次の各号のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、1日につき、その被保険者の入院保険金日額（傷害担保特約条項第6条（死亡・後遺障害保険金の限度額）第1項に規定する限度額に1,000分の1.5を乗じて得た額をいいます。）を入院保険金としてその被保険者に支払います。 (1) 入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合 (2) 同特約条項別表5の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合 2 当会社は、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。 3 被保険者がこの特約条項または傷害担保特約条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。 4 当会社は、被保険者に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定に基づく就業制限（以下「就業制限」といいます。）が課された場合は、入院したものとみなします。 (略)